

重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、地域密着型通所介護または介護予防型通所サービス（以下「サービス」といいます。）を提供します。事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

- * 当サービスの利用は、原則として「要介護」、および「要支援または事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定申請中の方でも暫定の地域密着型通所介護計画および介護予防型通所サービス計画（以下「ケア計画」といいます。）に基づいてサービスを利用できます。

1 事業の目的及び運営の方針

（１）事業の目的

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、個々の有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行います。
- ② サービスの利用によりその利用者の心身機能の維持・向上を目的とします。
- ③ 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- ④ 利用者の社会的孤立感の解消を目的とします。

（２）運営の方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスに努めます。
- ② 利用者とその家族の信頼関係を基盤とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重を目指します。

2 サービスの概要

（１）事業者の概要

名 称	有限会社リハビリステーションみかん
代表者氏名	代表取締役 宮脇 敬
所在地	松山市久万ノ台１２０６番地２
電話番号	０８９－９２３－８１３８

（２）事業所の概要

名 称	デイサービスセンターみかんリハビリクラブ		
所在地	松山市東長戸三丁目４番２７号		
電話番号	０８９－９８９－７２０３		
事業所の種類	地域密着型通所介護／介護予防型通所サービス		
介護保険 事業所番号	地域密着型通所介護	３８９０１０１５６５	
	介護予防型通所サービス	３８７０１０７７０７	
指定年月日	地域密着型通所介護	平成２９年７月１日	
	介護予防型通所サービス	平成３０年４月１日	
利用定員	１８ 名		
通常の事業実施地域	松山市（ただし、島嶼部を除く。）		

【経営理念】

みかんが営む3つの幸せ

利用者さまの幸せ) 期待を越えるサービスは、人の心を動かします。みかんは心に響くサービスを提供し続けることで、利用者さまを幸せにします。

スタッフの幸せ) スタッフの幸せを利用者さまへ、利用者さまの幸せをスタッフへ。みかんはスタッフ自身が幸せになることで、幸せの好循環を育みます。

地域のみなさまの幸せ) 地域が元気なるために、みかんはできることに何でもチャレンジします。そして、日本全国に幸せのみかんの花を咲かせます。

(3) 職員体制

職種	人 員	業務内容
管理者	1 名 (常勤)	事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
生活相談員	2 名以上	利用者及び家族からの相談を受けること、サービスの業務に従事するとともに、サービスの利用の申込に係る調整の補助を行う。
看護職員	2 名以上	健康管理の業務に当たる。
介護職員	2 名以上	日常生活上の世話又は支援等に当たる。
機能訓練指導員	2 名以上	機能訓練の実施に当たる。

(4) 利用可能設備

食堂兼機能訓練室 101.32㎡ (18 名 × 3㎡ = 54.0 ㎡以上)

浴室 (普通浴槽、コンパクト中間浴槽)

送迎車 普通自動車(車椅子対応)・普通自動車・軽自動車(車椅子対応)

(5) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土(祝日を含む) *但し、12月31日～1月3日までを除く
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時30分
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

3 サービス内容

- ①送 迎 ご自宅玄関までお迎え・お送りをします。
- ②食 事 バランスのとれた食事を提供します。
* 原則的には事業所で提供する食事のみとします。但し治療、検査などの為に特別な食事の必要性がある場合を除きます。
- ③入 浴 入浴介助を行います。
- ④個別機能訓練 日常動作に重点を置き、必要な機能の減退を防止する為の訓練を実施します。
- ⑤健康チェック 看護職員が1日1回のバイタルチェックをし、健康状態の確認をします。
- ⑥物 理 療 法 希望により物療機械を使用できます。
- ⑦支 援 相 談 利用者の日常生活相談・その家族と介護方法についての相談等を行い、在宅生活を支援します。

4 利用料金

(1) 基本料金及び加算料金は、厚生労働大臣が定める告示上の額又は松山市要綱に定める額とし、基準によるものとし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とします。

(2) 基本料金

●地域密着型通所介護事業所

介護保険適用時の1日あたりの自己負担額（1割負担の場合）		
サービス提供時間	7時間以上8時間未満の場合	6時間以上7時間未満の場合
要介護度1	753円	678円
要介護度2	890円	801円
要介護度3	1,032円	925円
要介護度4	1,172円	1,049円
要介護度5	1,312円	1,172円

●介護予防型通所サービス

1月あたりの自己負担額（1割負担の場合）		
要支援1 事業対象者	月に3回まで	436円/回
	月に3回超（4回以上）	1,798円/月
要支援2 事業対象者	月に7回まで	447円/回
	月に7回超（8回以上）	3,621円/月

(3) 加算料金

●地域密着型通所介護事業所

加算項目	自己負担額（1割負担の場合）
入浴介助加算Ⅰ	40円/日
個別機能訓練加算Ⅰイ	56円/日
個別機能訓練加算Ⅰロ	76円/日
口腔機能向上加算Ⅰ	*月に2回までの加算 150円/回
中重度者ケア体制加算	45円/日
送迎減算	-47円/片道
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定の単位数の 11.7%の加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定の単位数の 12.7%の加算
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定の単位数の 11.5%の加算
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定の単位数の 12.5%の加算

●介護予防型通所サービス

加算項目	自己負担額（1割負担の場合）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円／月
送迎減算	-47円／片道
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1）88円／月 要支援2）176円／月
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1）72円／月 要支援2）144円／月
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1）24円／月 要支援2）48円／月
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定の単位数の 11.7％の加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定の単位数の 12.7％の加算
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定の単位数の 11.5％の加算
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定の単位数の 12.5％の加算

◎入浴介助加算Ⅰ

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であり、職員に対し入浴介助に関する研修を実施し、サービスの利用者に対して入浴介助を行った場合に該当します。

◎個別機能訓練加算Ⅰイ

機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成している等、サービスの利用者に対して理学療法士等が計画的に機能訓練を行った場合に該当します。

◎個別機能訓練加算Ⅰロ

上記の理学療法士等に加え、さらに理学療法士等を1名以上配置（計2名以上）するとともに、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成している等、サービスの利用者に対して理学療法士等が計画的に機能訓練を行った場合に該当します。

◎口腔機能向上加算Ⅰ

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置した上で、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、利用者に対して口腔機能向上サービスを行うとともに、その進捗状況を定期的に評価した場合に該当します。

◎中重度者ケア体制加算

中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、サービスを行った場合で、規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算法で2以上確保し、前年度の利用者の総数のうち、要介護3以上である者の占める割合が100分の30以上であり、かつサービス提供時間を通じて看護職員を1名以上配置している場合に該当します。

◎サービス提供体制強化加算

- Ⅰ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である。又は、介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に該当します。
- Ⅱ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に該当します。

- Ⅲ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である。又は、サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合に該当します。

◎介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に該当します。

- * 利用者が、「要介護」および「要支援または事業対象者」の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画作成（変更）届出書が届出されていない場合も償還払いとなります。
- * 償還払いとなる場合、保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- * 「介護保険からの給付額」および「第1号事業支給費」に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。
- * 「要支援または事業対象者」の月額料金の場合、利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防計画に定めた期日より利用が多かった場合でも日割りでの割引又は増額はしません。但し、以下に該当する場合は、原則として日割り計算となります。
 - ① 月途中で要介護から要支援または事業対象者に変更となった場合
 - ② 月途中で要支援または事業対象者から要介護に変更となった場合
 - ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- * 月途中で介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- * 介護保険給付および第1号事業支給費の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が自己負担となります。

(4) その他の費用

- | | |
|----------------------|----------|
| * 昼食代（おやつ代を含む） | 680円／食 |
| * おむつ代 | 実費 |
| * レクリエーション材料費 | 実費相当 |
| * 複写料（サービス実施記録の複写他） | 実費相当 |
| * その他、日常生活で通常必要となる費用 | 実費相当 |
| * キャンセル料 | 1,000円／回 |
- （当日8時30分までに連絡がない場合）

(5) 支払方法

月末締めの利用料金を翌月10日過ぎにご請求いたします。利用料金のお支払いは、やむを得ない場合を除き、金融機関より引き落とし（口座振替）となります。

口座振替 ご指定いただいた金融機関口座より25日（土日祝日の場合は翌営業日）に振替させていただきます。振替完了を確認後、領収書を発行いたします。

現金払い やむを得ない場合は現金でのお支払いとし、現金受領後、領収書を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 電話等で申し込み下さい。
- ② 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定・要支援認定等の有無及び有効期間又は事業対象者であることを確認します。
- ③ 被保険者証に認定審査会の意見が記載されている時は、サービス提供を行うに際し、その意見を参考にする為確認します。
- ④ 事前訪問時に利用申込書に記入いただきます。
- ⑤ 当事業所の重要事項、契約内容の説明を受け同意していただける場合は契約書に署名いただきます。
- ⑥ 介護計画原案・介護予防計画原案を作成し、サービスの提供を開始します。
* 居宅サービス計画および介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談して下さい。
- ⑦ サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者及び家族に提示して協議します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等で申し出てください。
- ② 次の事由に該当した場合は、文書等で通知いただくことによって即座にサービスを終了することができます。
* 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
* 事業所の職員が守秘義務に反した場合
* 事業所の職員が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了します。

- ① 利用者が介護保険施設や医療機関等に入所又は入院した場合
但し、在宅生活が再開することを見越し、利用者にサービス再開の意思がある場合は、自動継続とします。
- ② 事業所が破産した場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(4) その他の理由によるサービスの終了

- ① 利用者がサービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止を頻繁に繰り返した場合
- ③ 事業者や当事業所の職員に対して、サービスを継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ④ 利用者が病気等により、1ヶ月以上に亘ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ⑤ 事業所が指定を辞退した場合

⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合（速やかに通知）

- * ①～⑤の場合、事業者は1ヶ月間の予告期間において文書等で通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
- * 事業所の施設が滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合は、事業者は文書等で通知することにより、直ちにサービスを終了、または中止することができます。

（5）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

（6）運営推進会議

提供するサービス内容などを明らかにすることで、地域等からの意見を求め、サービスの質の確保を図るものであり、概ね6か月に1回以上開催致します。開催の際に利用者・家族に参加をお願いする場合があります。

6 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合は遅滞なく、主治医・救急隊・家族・居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所等へ連絡を取るなどの必要な措置を講じます。

緊 急 連 絡 先	
氏 名	
続 柄	
住 所	
電話番号	
勤 務 先	
勤務先電話番号	

主 治 医	
病院又は診療所	
医 師 名	
住 所	
電話番号	

7 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者の相談・苦情窓口

担 当 者： 管理者

受 付 時 間： 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

(12月31日～1月3日を除く)

連 絡 先： TEL 089-989-7203 FAX 089-994-5475

<苦情処理の体制>

- ① 受付
- ② 内容記録
- ③ 法人代表者、居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所、職員に報告
- ④ 職員カンファレンスの実施
 - ・ 苦情内容に関する経過及び原因の解明
 - ・ 改善策の話し合いと職員全体の意思統一
 - ・ 法人代表者の意見確認
- ⑤ 苦情のあった方への返答及び報告・説明
- ⑥ 利用者とその家族・居宅介護支援事業者への報告、説明
- ⑦ 記録の保管

(2) その他

当事業所以外に、愛媛県国民健康保険団体連合会、市町村等の苦情相談窓口で苦情を申し出ることができます。

利用者からの苦情に関してその内容を市町村等に報告して指導を受けた場合はその助言に従って必要な措置を講じます。

* 愛媛県国民健康保険団体連合会：089-968-8700

受付日時：月曜日～金曜日、祝日を除く。

午前8時30分～午後5時15分

* 松山市役所指導監査課：089-948-6968

受付日時：月曜日～金曜日、祝日を除く。

午前8時30分～午後5時15分

* 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会：089-998-3477

受付日時：月曜日～金曜日、祝日を除く。

午前9時00分～午前12時00分、午後1時00分～午後4時30分

8 虐待防止について

当事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催し、その結果について、職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを松山市に通報します。

9 事故発生時の対応

事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業所および介護予防支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録し、原因を解明・改善策を職員と話し合い、その後の改善措置を利用者・家族・居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所に文書をもって報告説明します。
- (2) 事業者は事故に至った経過及び改善措置について必要に応じて、保険者に再報告します。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策

事業者は非常事態に備えて別紙に定める非常災害対策計画に沿って、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。また、当該計画を事業所の見やすい場所に掲示します。

11 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 事業所の利用者は次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めます。
 - ① 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - ② 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - ③ 喧嘩・口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- (2) 管理者は利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者に対し、所定の手続きによりサービスの中止などの措置を行います。
 - ① 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - ② 故意にこの規程等に違反した者

12 第三者評価の実施状況

実施しておりません。

13 記録の保存

事業所は、サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存します。